

平成25年御嵩町議会第2回定例会会議録

1. 招集年月日 平成25年6月5日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成25年6月5日 午前9時01分 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 報告第2号 平成24年度御嵩町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
 - 報告第3号 平成24年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 報告第4号 平成24年度御嵩町下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 報告第5号 平成24年度御嵩町水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 報告第6号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について
 - 報告第7号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について
 - 議案第33号 平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について
 - 議案第34号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第35号 御嵩町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第36号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第37号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第38号 中濃地域農業共済事務組規約の一部を改正する規約について
 - 議案第39号 財産の取得について
 - 議案第40号 財産の取得について
 - 議案第41号 財産の取得について

議事日程第1号

平成25年6月5日（水曜日） 午前9時01分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 7件

(1) 個人保証の原則廃止を求める意見書を政府等に提出することを求める件に関する陳情

(2) 名鉄駅前「さんさん広場」付近・備品倉庫建設要望書

(3) 名鉄駅前「さんさん広場」付近・備品倉庫建設要望書

(4) 定例監査実施報告書

(5) 随時監査実施報告書

(6) 財政援助団体監査報告書

(7) 現金出納検査結果報告（平成25年2月分から4月分）

町長報告 6件

報告第2号 平成24年度御嵩町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

報告第3号 平成24年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第4号 平成24年度御嵩町下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第5号 平成24年度御嵩町水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第6号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について

報告第7号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 9件

議案第33号 平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について

議案第34号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第35号 御嵩町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 中濃地域農業共済事務組合理約の一部を改正する規約について

議案第39号 財産の取得について

議案第40号 財産の取得について

議案第41号 財産の取得について

日程第5 議案の審議及び採決 2件

議案第40号 財産の取得について

議案第41号 財産の取得について

出席議員 (12名)

議長 谷口 鈴男	1番 高山 由行	2番 山口 政治
3番 安藤 雅子	5番 柳生 千明	6番 山田 儀雄
7番 加藤 保郎	8番 伊崎 公介	9番 植松 康祐
10番 大沢 まり子	11番 岡本 隆子	12番 佐谷 時繁

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊 公夫	副町長 瀬瀬 久美
教育長 高木 俊朗	総務部長 鍵谷 昌孝
民生部長 田中 康文	建設部長 奥村 悟
企画調整 担当参事 葛西 孝啓	総務課長 寺本 公行
企画課長 山田 徹	まちづくり課長 須田 和男
税務課長 佐久間 英明	住民環境課長 小木曾 昌文
保険長寿課長 加藤 暢彦	福祉課長 若尾 要司
農林課長 田中 宣行	上下水道課長 亀井 孝年
建設課長 伊左次 一郎	会計管理者 田中 秀典
学校教育課長 藤木 伸治	生涯学習課長 水野 嘉博

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡 辺 謙 二

議会事務局書記 渡 辺 一 直

開会の宣告

議長（谷口鈴男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって、平成25年御嵩町議会第2回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、ケーブルテレビ可児より撮影取材の依頼がありましたので、これを許可いたします。

地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、お願いします。

招集者、渡邊町長より挨拶をお願いします。

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

全国最年少の28歳の市長が誕生したということで、元気で勝つわけにはいかないでしょうが、大いに刺激を受けておりますので、頑張って挨拶をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

御嵩町議会第2回定例会開催に当たり、町政をめぐる諸課題についての所見や報告を申し上げるとともに、今回の定例会に提案いたします案件について述べます。

第1回定例会の閉会挨拶でも少し触れましたが、御嵩町は3月15日、正式に低炭素社会の実現に向け、先駆的かつ強力に推し進めていく自治体として追加募集されました環境モデル都市に、全国の7都市とともに選定されました。環境モデル都市は、これで全国20都市となりましたが、岐阜県では唯一本町が環境モデル都市に選定されたこととなります。

私は、4月2日に総務省副大臣室で行われた選定証授与式に臨み、選定された名誉とともに大きな責任をひしひしと感じ、改めて気の引き締まる思いと、取り組みへのかたい決意を抱いたところでございます。

政権交代後間もなく、石原環境大臣は、東日本大震災の発生により原子力発電の安全性への再検証が必要となり、各地の原子力発電所が次々と稼働停止になったため、原発の維持、増設を前提に、京都議定書での決定を守るべく1990年度比25%のCO₂を削減するという鳩山内閣が掲げた目標は達成不可能であるとし、今後の日本のエネルギー政策とともに、削減目標の見直しの方向性を示されました。

今回の御嵩町の提案は、現在行っている地域資源を生かした取り組みをベースに、着実に町

全体の取り組みに拡大していこうというものであり、まさに国のこの見直し方向と合致したことで選定されたものと考えております。

本町の具体的な取り組みとしましては、森林経営信託による計画的な森林整備を柱に、名鉄広見線存続活動に関連する公共交通の利用促進と、EV、PHVなど次世代自動車の普及促進、各家庭における省エネ運動の展開、一般家庭や事業所における太陽光発電の普及促進や、大規模な災害時に全てのインフラが停止しても数日間は自立して避難所運営が行える新たなエネルギーシステムの構築など、基本的にはこれまで行ってきた取り組みのさらなる積み上げや、裾野の拡大により、CO₂の吸収量の増加と排出量の削減を行ってまいります。詳しい内容については、その都度担当から報告をさせます。

こういった取り組みを広く、かつ継続的に進めていくため、将来を担う子供たちに対する環境教育、住民を対象としたさまざまな環境講座、企業や大学と連携した環境施策などを通じて、人づくりも進めていくことが重要であると考えております。

後ほど議案の説明でも触れると思いますが、今回上程する補正予算において、総務費に環境モデル都市推進費という科目を追加し、今補正予算より各課が行う環境モデル都市政策に関連した予算を集約することにより、住民に対するモデル都市関連事業の明確化、各課職員に対するモデル都市としての取り組みの意識づけを図ってまいりたいと思います。

また、今年度新設された岐阜県清流の国地域振興補助金を積極的に活用し、環境モデル都市関連事業を実施していきたいと考えております。

現在取り組んでおりますアクションプランは、5カ年の行動計画であります。1年ごとの成果も評価されるようですので、継続かつ実現可能な計画を策定できたらと考えております。5年後には、ことし策定するアクションプランを踏まえ、見直すべきところは見直した上で次期アクションプランの策定につなげていくということで、息の長い取り組みとなりますので、議員の皆様におかれましても各種関連事業に対する御理解、御協力をお願い申し上げるところでございます。

町では、平成15年度より「混ぜればごみ、分ければ資源」を合い言葉に、自治会での分別収集事業を本格的に開始し、ほかにも集団資源回収活動支援や、生ごみ堆肥化助成などとあわせてごみの減量に努めてまいりました。

平成19年度に策定しました一般廃棄物処理基本計画では、平成18年度には3,075トンあった生活系可燃ごみ年間排出量を、平成28年度には2,625トンとし、450トン削減する目標を掲げ、廃棄物の減量化、資源化を目指しております。この結果、生活系可燃ごみの排出について、平成20年度においては平成15年度比で12.8%、419トンの削減をしました。

しかしながら、この数年、可燃ごみ排出量は増加傾向で推移し、平成24年度は平成20年度比

で4.2%、121トン増となっております。これにより、目標年度である平成28年度の目標値には、24年度排出量から12%、362トンの削減が必要となっております。

ごみ排出量の増加は、可茂衛生施設利用組合負担金などごみ処理に係る処理経費がかさむほか、最終処分場の寿命も短くなることも考えられます。そこで、既に行っている分別収集のうち廃プラスチックの枠を広げ、収集対象品目をふやしたプラスチック製容器包装の分別収集の実証モデル事業をこの6月から始めることとしました。これは、可燃ごみ袋の約4割の容積を占めますプラスチック製容器包装を分別収集することで、可燃ごみ袋の中身を大きく減らすことを目的としたものであります。まずは、4地区で1つずつの自治会を実証モデル地域としてお願いし、このプラスチック製容器包装の分別収集実証を行い、その効果などを検証します。

国においては、循環型社会形成推進基本法を定め、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会から、環境への負荷が少ない循環型社会を形成することを求めています。そのためには、第1に廃棄物の発生を抑え、第2に再使用し、そして第3にリサイクルを進めていく必要があります。このリデュース、リユース、リサイクルである3Rを推進するため、「地域まるごと3Rごみ減量マイナス12%」をキャッチフレーズに、住民運動として盛り上げていながら、環境モデル都市として、またかつて産業廃棄物ではありましたが、毅然とその問題に取り組んだまちとして、一層のごみの減量を図りたいと考えています。

平成24年12月議会で議決されました亜炭鉱廃坑対策要望は、県選出の国会議員を主体に、経済産業省資源エネルギー庁の要望活動として、本年3月18日に町行政と議会が一体となって行うことができました。国が目指す国土強靱化計画に、地下に亜炭鉱廃坑が存在する本町の特殊性を少しでも考慮していただけることを期待しているところであります。

また、町では、3月21日には岐阜県緊急輸送道路の見直しに関する要望書を岐阜県県土整備部へ提出いたしました。その席で、県土整備部の担当者から、道路上の事故は道路管理者の責任であり、対策は必要と考えている。御嵩町と足並みをそろえて国に要望していきたいと答えをいただいております。このような中、5月12日早朝に比衣地内の町道で、亜炭鉱廃坑に起因する陥没が発生しました。道路でこれだけの規模で発生した陥没は過去には例がありません。私もすぐ連絡をもらい現場を見ましたが、車、人が通っていたらと考えると身の毛がよだちました。まさに一刻の猶予もない思いで、5月28日に国土強靱化担当大臣と国土交通大臣に岐阜県知事とともに直接お会いして、空洞充填工事などの地盤対策など、鉱害予防制度について県・町の連名で要望書を提出してまいりました。

亜炭鉱廃坑問題では、本来責任をとるべき採掘事業者が既にほとんど存在しないことや、東日本大震災で陥没被害が多発した現状から、防災面での予防措置の必要性をさらに強く国に訴えていくことが必要と考えています。

さて、昨年12月に流動化処理工法研究機構が民有地の地下で実施しました建設残土を利用した流動化処理土を試験的に亜炭鉱廃坑へ埋め戻す実証実験につきましては、現在も地下水の水質調査などモニタリングを継続していますが、特に問題となるような数値は見つかってはおりません。この実証実験は、国がかたく門戸を閉ざしている亜炭鉱廃坑の予防措置について、本町があらゆる可能性を検討する中で流動化処理工法研究機構側から提案されたものですが、この実証実験の取り組み結果を踏まえ、さらに今後可能性を模索する中で、町の考える知恵を出した提案・要望を国へ行えるよう取り組んでいきたいと考えております。

議員の皆様には、亜炭鉱廃坑問題を本町の最重要課題として、行政、町民と一体となった国への要望活動に今後も御尽力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

地域に真に必要な社会インフラとして、「乗って残そう、広見線」を合い言葉に取り組んでおります名鉄広見線活性化計画については、平成25年度から平成27年度まで引き続き、本年より3年間の財政支援並びに協議会での利用促進活動が始まっています。昨年度の名鉄広見線の利用者は年間94万8,698人であり、対前年度比マイナス1万8,995人、約2%の低下と、その減少傾向に歯どめがかかってはおりませんが、今後は、この平成24年度の利用者数を維持するという目標を掲げ、利用者の確保に不可欠な定期利用者への助成とあわせて、協議会構成団体、沿線市町が一体となって連携した新たな取り組みを進めつつあります。

具体的には、これまで実施してきた定期、定期外の利用促進事業を拡充するとともに、通学定期券や応援制度や、事業所への電車通勤者報奨金制度など、新規助成金制度の創設を行い、既に多くの申請を受けております。

また、通勤・通学、広域観光、周知広報の3つの分野において、構成団体の実務者レベルにより、ワーキンググループを組織して幅広い意見を重ね、効果的な利用促進策を検討し、積極的に実行する体制づくりを進めています段階であります。

今後もこれまでと同様、名鉄の活性化こそがまちづくりに直結する重要施策であり、鉄道の持つ多様な社会的役割を重視し、決してなくしてはならないという強い決意を持って、活性化事業を行ってまいります。

この4月より、再編しスタートしましたふれあいバス、ふれあい予約バスの利用状況について報告させていただきます。

4月期の運行日数は21日間ですが、初めに御嵩、中地区でのふれあいバスについては、1日7便のみたけ・なか線が784人、朝夕10便の工業団地・南山線が637人、ふれあいバス合計で1,421人でした。

次に、上之郷、伏見地区でのタクシー車両を使ったふれあい予約バスは、かみのごう線が382人、ふしみ線が297人、合計で679人。車両の発車台数では、合計275台となっております。

御存じのとおり、ふれあい予約バスは4月に限り試用期間として無料で御利用いただいたものであります。コミュニティーバス全体では合計利用者2,100人となり、当初の年間見込み数に換算比較しても、まずは順調なスタートであったと考えられます。なお、一方で高齢者を初めとする利用者から、ふれあいバス、予約バスの予約方法についての数多くの問い合わせや、新規バス停の設置、ダイヤ増設などの要望も一部ございました。

今後は利用動向と問題点などを検証し、課題を整理しながら、利便性が高く、現に使う方が満足できる交通手段になるよう、皆様とともに考えていきたいと思っております。

東京―名古屋―大阪間を約1時間で結ぶ夢のプロジェクト、リニア中央新幹線の計画が進んでおります。現在、JR東海が環境影響評価法に基づく手続として沿線での環境影響の調査を実施しており、平成23年6月に公表した計画段階環境配慮書の中で、東京と名古屋の間286キロメートルの概略ルートが示されています。

岐阜県内のリニア駅の概略の駅の位置は、御存じのとおり中津川市西部地域が提示され、最近その駅舎の具体的なイメージ案が住民説明会で発表されたところであります。また、概略ルートが御嵩町の上之郷東部地区を通過する予定でもあり、今後は本年秋ごろに、JR東海が作成する環境影響評価準備書の中で詳細なルートと駅位置が明らかにされ、平成39年の開業を目指して、来年度中にも着工が見込まれています。

当町としても、建設段階も含め周辺整備に係る一連のリニア事業が、この東濃地域に及ぼす資源利用や基盤整備、観光交流、産業活性化など、地域での経済振興等波及効果について大いに期待を寄せるところであります。

今後は、岐阜県や近隣市町村と連携しながら、このリニア活用戦略についてより現実味のあるビジョンを発信していきたいと考えております。

災害に強いまちづくりの準備をハード面とソフト面をあわせて進めつつあります。ハード面の一つが、公共土木施設の災害対策となります。豪雨による土砂災害や浸水被害の軽減のため、国では9・20豪雨による国道災害復旧工事に御尽力をいただき、7・15や9・20災害時の被災を教訓に、岐阜大学八島副学長を委員長とした国道21号御嵩町次月地区災害調査委員会による当該沿線4.5キロメートル間の地形判読調査、現地調査、安定度調査、土層強度検査等を実施していただき、16カ所の要対策箇所が選定されました。この16カ所について、土砂崩壊対策、落石対策、盛り土対策の3つのハード対策工事が、今後おおむね5年間で実施されることが決定いたしました。このことにより、このハード対策工事が完了するまでの間、連続降雨量100ミリによる事前通行規制として、時間雨量20ミリ以上が2時間継続または時間雨量30ミリ以上のときには規制体制に入り、連続降雨量が70ミリに達し、引き続き降雨が予測される災害が発生するおそれのある場合に、巡回を行うソフト対策としての対応が継続されることとなります。

わかりやすく言うならば、降雨状況により通行どめされることもあり得る区間となります。

一方、岐阜県におかれましては、唐沢川を初めとする災害復旧工事に御尽力をいただき、以前と比較し、出水時の安心度向上につなげていただきました。また、可児川では既に今年度事業を着手していただき、西田団地の南に位置する古屋敷堰堤より上流、欠橋下流までの約600メートルの間、8,000立方メートルの堆積土砂及び河道掘削を完了していただいております。

今後もさらに上流へ、河道確保事業を実施していただけるよう要望を継続していきます。

このように、国・県に御尽力をいただく中、当町としても雨水排水計画の結果を踏まえ、御嵩町長岡排水路の改修整備に向け下水道法の法手続が完了し、現在は、社会資本整備総合交付金を財源とする整備計画延長約490メートル間の詳細設計委託業務発注の準備を終えております。

今後は、この詳細設計の後、農業用水の不用となる秋口をめどに整備工事に着手することとしております。事業が短い期間で進みますので、議員の皆様にも地元への対応をよろしく願っています。事業期間はおおむね3年間を目途に進めてまいります。

また、そのほかの地域の排水計画についても、よりよい財源を求め進捗させる予定であります。

近年の豪雨により、町内の農地、農業用施設が多くの被害を受けたことは記憶に新しいところであります。農地や農業用施設を守ることは単に農業生産基盤の確保だけでなく、農地や農業用施設の持つ保水力から防災対策につながると考えております。集中豪雨や台風で大雨が降ったとき、農地の水田と水田を区切っているあぜや農道が、ダムの役割を果たし、水をとどめ、一度に流れ出るのを防いでいます。また、農業用施設であるため池や用排水路も、農業用の用水や排水を確保する役割のほかに、降雨時の洪水調整能力や、生態系の形成等についての役割が見直されています。しかし現在、町内の農業用ため池については、築造後相当な年月が経過しているため池が多く存在し、農地の減少や農業の担い手の減少などにより管理されていないため池も増加しており、機能低下が懸念されているところであります。

岐阜県では東日本大震災を教訓として、農業用ため池が地震や豪雨により決壊した場合、下流域に甚大な被害を及ぼすことが指摘されていることから、農業用ため池の耐震化対策に向けた対応を進めております。

今後本町でも、農地や農業用施設の維持管理の重要性を農家の皆様に御理解をいただいた上で、地元水利組合等の皆様と連携を図りながら計画的な農業用ため池の改修整備に取り組んでいきたいと考えておりますので、どうぞ御協力のほどをよろしくお願いいたします。

降雨量が多くなる時期を迎えていますが、災害防止の観点から農家の皆様には、引き続き農地や農業用施設の維持管理に御尽力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

御嵩町地域防災計画改定は、岐阜県防災計画の改定を受けての平成24、25年度の継続事業であります。実効性のある計画、また公助に加え、自助、共助による減災を目指した計画策定を取り組みのポイントとし、御嵩町防災会議での審議を受けながら平成26年2月までに改定を完了する予定であります。

防災会議につきましては、条例改正により、メンバーに警察や消防などの指定公共機関の職員に加え、自主防災組織構成者、有識者に委嘱することが可能となりました。近年、女性の視点からの防災の重要性が叫ばれていることを考えますと、ぜひ女性の方に委員として加わっていただき、御意見をいただきたいと考えております。

防災訓練は9月1日に、昨年と同様の避難所開設訓練を中心としたものを、上之郷小、向陽中、御嵩小及び伏見小体育館で実施する予定です。

今年度は、昨年度の防災訓練の反省を踏まえて、企画立案から当日の訓練会場における進行役などを、防災の研究を受講した御嵩町防災リーダーに果たしていただきたいと考えておりますが、最も重要なことは、防災担当者のみならず、御嵩町役場職員一人一人が防災リーダーの真の黒子となる訓練であるということを確認することにあります。反省を生かせるよう、訓練計画策定の段階から厳しくチェックしてまいる所存であります。

また、現在策定中である地域防災計画改定業務の中で、案の段階ではありますが、避難所運営マニュアルが形になっておりますので、それに基づいた防災訓練も想定しております。

3月議会で議決いただいた御嵩町民の歯と口腔の健康づくり推進条例が、この4月1日から施行開始されております。歯と口腔の健康づくりが全身の健康状態の維持・改善に寄与することから、歯と口腔の健康は、子供はもちろん成人や高齢者にとっても非常に大切です。

特に、介護予防の観点からも、高齢者の方々が健康でいられるためには、歯と口腔の健康づくりは非常に大切です。そこで、御希望いただいた地域の高齢者グループの集まりに講師として専門スタッフを派遣し、歯の集団指導を行っていく事業を実施する予定であります。また、高齢者の介護予防における口腔機能向上事業として、「おいしく加味噛み教室」を可児歯科医師会と連携し開催し、高齢者の方々の歯と口腔の健康づくり、ひいては介護予防に寄与してまいります。

今年度、岐阜県地域支え合い体制づくり事業費補助金を活用し、東濃実業高校の生活文化科の生徒が理学療法士とともに御嵩町オリジナルの介護予防体操「夢いろ体操」を作成しました。町ではこの夢いろ体操を広く周知、PRするためにMTK48を結成しました。町内に在住、在勤、在学の方ならメンバーになることができ、現時点で、町内在住の18歳から80歳の男女70名がメンバー登録しており、引き続きメンバーを募集してまいります。

MTK48は、5月10日に開催された御嵩町社会福祉協議会主催による春の集いから本格的に行動を開始しており、先日行われました「みたけの森 ささゆりまつり」にも出演しました。

今後の活動としては、「青年の主張大会」「よってりゃあみたけ」など各種イベントに出演し、夢いろ体操を披露し、PRをしていきます。また、町内だけにとどまらず、町外のイベントにも出演する予定であります。御嵩町民に限らず広く管内の住民の方々に周知し、覚えていただき、この体操が子供から大人、高齢者の方々までが取り組める健康づくり運動として、また介護予防の一助になればと思っております。

こうした取り組みを少しずつではありますが確実に実施していくことにより、御嵩町高齢者福祉計画の基本理念にあります「みんなでつくろう 安心と支え愛のあるまち」の実現につなげていきたいと考えております。

最後になりましたが、今回議案として提出いたします案件について、若干述べさせていただきます。

今回提案の一般会計補正予算関連について、主なものを御説明いたします。

まず歳入についてであります。国・県の補助金、助成金などを積極的に活用し、コミュニティ助成事業助成金として消防費関係、教育費関係合わせて380万円の増、スポーツ振興くじ助成金750万3,000円の増などを計上しております。

次に歳出であります。各課で実施する環境モデル都市関連事業を集約するため、新たに環境モデル都市推進費として1,268万7,000円を計上しております。

補正予算額は、歳入歳出ともに3,503万9,000円の追加となっております。

以上、町政をめぐる諸問題についての所見や報告について御説明させていただくとともに、一般会計補正予算額の概要について御説明申し上げました。

地球温暖化と言われて久しいわけですが、地球環境を取り巻くさまざまな諸問題に対しては長期的に、かつ小さなことを積み上げていくことが必要であります。御嵩町は環境モデル都市として選定されましたが、負の遺産の痛みを知るこのまちで実施する環境に対しての取り組みが、これからの世代に正の遺産として残されるようなものになるよう、また近隣のみならず、全国から環境先進地と真に認められるよう努力してまいりたいと考えております。

今回提案いたしますのは、一般会計補正予算案1件、介護保険特別会計補正予算案1件、条例関係3件、規約関係1件、物品等財産取得関係3件、報告6件、都合15件であります。

後ほど、担当から詳細について説明申し上げますが、よろしく願いいたします。

長時間にわたり御清聴ありがとうございました。引き続き皆様の御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

議長（谷口鈴男君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、お願いします。

会議録署名議員の指名

議長（谷口鈴男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番 岡本隆子さん、12番 佐谷時繁君の2名を指名いたします。

会期の決定

議長（谷口鈴男君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、5月24日の議会運営委員会において、本日より6月14日までの10日間と決めさせていただきました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より14日までの10日間とすることに決定しました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願いします。

諸般の報告

議長（谷口鈴男君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります諸般の報告つづりをごらんください。

個人保証の原則廃止を求める意見書を政府等に提出することを求める件に関する陳情、名鉄駅前「さんさん広場」付近・備品倉庫建設要望書、名鉄駅前「さんさん広場」付近・備品倉庫建設要望書、定例監査実施報告書、随時監査実施報告書、財政援助団体監査報告書、現金出納検査結果報告、これは平成25年2月分から4月分であります。

以上の7件が議長宛てにありました。その写しを配付し、議長報告にかえさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長報告を行います。

報告第2号 平成24年度御嵩町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について、報告第3号 平成24年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

報告第2号 平成24年度御嵩町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告をさせていただきます。

諸般の報告つづり1ページをお願いいたします。

平成24年度御嵩町一般会計予算における災害復旧費の一部を翌平成25年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により準用する同令第146条第2項の規定により、5月31日時点の繰越額を報告するものであります。

2ページをお願いいたします。

公共林道災害復旧事業、伊岐津志線復旧工事は、平成23年度から繰越明許費として平成24年度に繰り越しをし、年度内完成を目指していましたが、説明欄記載のとおり年度内完成が困難となったため、事故繰越として平成25年度へ再度繰り越すものであります。支出負担行為額4,906万3,350円は契約額であり、前払い金などの支出済額3,015万円を差し引いた1,891万3,350円を繰り越します。なお、この事業は4月に完了し、5月に支払い済みであります。

引き続き、報告第3号 平成24年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告をさせていただきます。

報告つづり3ページをお願いいたします。

平成24年度御嵩町一般会計予算における総務費、衛生費及び諸支出金の一部を翌平成25年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越額を報告するものであります。

4ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書を掲載しておりますが、繰越明許費5件について、款項及び事業名ごとに翌年度繰越額、財源内訳などを記載しております。

款02総務費、項01総務管理費では、本庁舎耐震計画及び大規模改修等実施設計業務委託を、契約額1,354万5,000円をもって繰り越しをしています。なお、10月30日完了予定であります。財源内訳は、社会資本整備総合交付金及び地域の元気臨時交付金を国庫支出金に、緊急防災・減災事業債を地方債に、今後収入を予定しているため、現時点では未収入特定財源としてそれぞれの額を計上しています。

次に、都市再生整備計画事後評価業務委託は来年3月の完了予定であり、また御嶽宿ポケッ

トパーク整備工事は本年10月の完了予定であります。ともに、社会資本整備総合交付金を活用した事業を全額繰り越しをしております。

款04衛生費、項01保健衛生費のレッドデータブック印刷製本は10月ごろの完成を予定しており、全額79万8,000円の繰り越しであります。

最後に、款13諸支出金、項02公営企業費の上水道事業会計出資事業の繰り越しは、1億8,658万2,000円を予定していましたが、事業の執行状況において一部支出金を支出した後、上水道事業会計における繰越事業の執行予定額に対する出資金4,931万9,600円を繰り越すものであります。未収入特定財源として地方債2,480万円、水道未普及地域対策基金繰入金2,451万9,600円を計上しております。

以上で、平成24年度事故繰越及び繰越明許費計算書の報告を終わらせていただきます。

議長（谷口鈴男君）

報告第4号 平成24年度御嵩町下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、
報告第5号 平成24年度御嵩町水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 亀井孝年君。

上下水道課長（亀井孝年君）

それでは、報告第4号 平成24年度御嵩町下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告をさせていただきます。

報告つづりの5ページをお願いいたします。

平成24年度御嵩町下水道特別会計予算の下水道事業費を翌年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

6ページをお願いいたします。

款01下水道事業費、項02下水道施設費の上之郷汚水幹線ほか下水道事業に係る事業費を、国庫補助金の内示額などにあわせ8,950万円を繰り越ししています。4件の事業で、1つは唐沢川左岸の下水道整備工事、2つ目は城町地内の御嵩地区面整備工事に伴う水道移転補償費で、工事は2件とも5月に竣工しております。3つ、4つ目は、国の日本経済再生に向けた緊急経済対策事業としての上之郷汚水幹線第6区工事でございます。10月31日の竣工予定でございます。伏見地区面整備第19工区は、平成25年度の国庫補助金事業とあわせて6月入札予定です。財源内訳における既収入特定財源は、下水道事業受益者負担金で455万円、未収入特定財源の国県支出金は、国の補正予算として内示のあった社会資本整備総合交付金の3,025万円、地方債は、下水道事業債の5,470万円を計上しております。

続いて、7ページをお願いいたします。

報告第5号 平成24年度御嵩町水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書の報告をさせていただきます。

平成24年度御嵩町水道事業会計予算の建設改良費を翌年度に繰り越しいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により繰越額を報告するものでございます。

8ページをお願いします。

地方公営企業法第26条の第1項に規定する建設改良費の繰越額として、款項及び事業名ごとに翌年度繰越額、残金内訳などを記載した繰越計算書となっております。

第1款資本的支出、第1項建設改良費として、水道未普及地域解消事業では上之郷地区ポンプ場建設工事及び委託費を出来高にあわせ7,914万3,600円繰り越しをしています。6月28日の竣工に努めています。財源といたしましては、一般会計予算の款13諸支出金で説明をいたしました出資金4,931万9,600円と国庫補助金2,982万4,000円を計上しております。

送配水管改良事業は、唐沢川左岸の御嵩地区配水管改良工事で170万円を繰り越ししています。5月に竣工いたしました。財源は損益勘定留保資金でございます。

下水道関連移設事業は、城町地内の御嵩地区面整備第16工区移設工事で1,890万円繰り越ししています。こちらも5月に竣工いたしました。財源は、下水道特別会計で説明をいたしました下水道特別会計からの工事負担金1,200万円と、損益勘定留保資金の690万円でございます。

以上で、繰越計算書の報告を終わります。

議長（谷口鈴男君）

報告第6号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

建設課長 伊左次一郎君。

建設課長（伊左次一郎君）

では、インデックス、諸般の報告つづりの9ページをお願いいたします。

報告第6号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告についてを、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告いたします。

初めに、平成24年度御嵩町土地開発公社事業会計決算書から御報告いたしますが、平成25年度土地開発公社事業計画及び予算として2件になりますので、ページにつきましては諸般の報告つづりの通番ページで進めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

では、10ページをお願いいたします。平成24年度御嵩町土地開発公社事業会計決算書になります。

初めに、収益的収入及び支出から御報告いたします。

12、13ページをお願いいたします。見開きの表になります。

1. 収益的収入及び支出の(1)収入からでございます。

当年度は新たな公有用地の売却はございませんでしたので、款1の事業収益はございませんでした。

また、款2の事業外収益は受取利息として預金利息のみとなりましたので、収入の合計ではこの1万2,692円のみとなりました。

次に、(2)支出です。

款1の事業原価では、公有地を所有しておりませんので、公有地売却原価の支出はございませんでした。

款2の販売費及び一般管理費では、人件費として節1の報酬にて、監査員2名分を支出いたしました。

また、経費として節1の旅費にて、理事会に御出席をいただきました議員3名分を支出いたしました。当年度は2回の理事会を開催させていただいております。

次の款3の事業外費用、また4の予備費の支出はございませんでしたので、以上の合計では1万4,000円の支出となりました。

次に、14ページ、15ページをお願いいたします。

2. 資本的収入及び支出です。

平成24年度中に新たな公有用地取得等の事業はございませんでしたので、新たな長期借入金収入はございませんでした。また、支出についても同様にございませんでした。

16ページをお願いいたします。

損益計算書です。

12ページ、13ページにて御説明をさせていただきました収益的収入及び支出により、当年度は1,308円の当期純損失となりました。

次に、17ページをお願いいたします。

土地開発公社の年度末時点の資産をあらわす貸借対照表です。準備金を現金にて預金している1,433万5,391円と、基本財産として町からの投資資産を長期性預金として500万円、資産合計としましては1,933万5,391円となっております。

次の18ページは、年度末時点の財産目録、19ページは、24年度中のキャッシュ・フロー計算書になります。

また、20ページから23ページは、決算附属書類となっております。

24ページをお願いいたします。

監査意見書の写しになります。

去る平成25年4月24日に、御嵩町土地開発公社の決算について、監事の永瀬俊一様、同じく

加藤保郎様に監査を実施していただきました。財務諸表を初め、関係帳簿及び証拠書類について御照査いただき、かつ関係職員からの説明聴取、出納取扱金融機関の残高証明書とも御照査をいただいた結果、正確であることをお認めいただいたものであります。

以上が、平成24年度の御嵩町土地開発公社の決算報告となります。

次に、25ページをお願いいたします。

続きまして、平成25年度御嵩町土地開発公社事業計画及び予算について御報告をいたします。

26ページは、平成25年度の御嵩町土地開発公社の事業計画基本方針です。

次に、28ページをお願いいたします。

平成25年度の御嵩町土地開発公社事業計画になります。

本年度は公有地取得事業1件を予定するものです。事業名は上之郷地域活性化事業、取得予定面積は3,297.10平方メートル、取得事業に係る予定金額は4,200万円を予定するものです。

次の29ページからは予算書になります。

30ページをお願いいたします。

平成25年度御嵩町土地開発公社予算です。

第1条は、公社の予算を定める総則です。

第2条の収益的収入及び支出では、第1款の事業収益による公有地取得事業収益は見込まず、第2款の事業外収益では受取利息のみ、収入合計では4,000円を予定するものであります。

一方、支出では、第1款の事業原価を見込まず、第2款の販売費及び一般管理費にて、監査員2名分の報酬と理事3名分の旅費2回分のほか、公有地取得に要する経費として登記委託料及び事務用消耗品費など61万3,000円を予定し、第3款の事業外費用では、公有地取得に当たり、長期借入金に対する支払利息として60万2,000円を、第6款の予備費を見込んだ支出合計では122万5,000円を予定するものであります。

なお、この収入と支出の差額122万1,000円の不足額は、前期繰越準備金にて補填をする予定です。

次の第3条、資本的収入及び支出では、第1款に公有地取得のための資金を長期借入金4,080万円を予定し、支出では第1款に公有地取得事業として同額を予定するものであります。

31ページの第4条は、第3条で御説明した長期借入金の目的、限度額、借り入れの方法、利率、償還の方法を定めるものです。

第5条は、当公社の事業運営上平成25年度中に借り入れることができる一時借入金の限度額を200万円と定めるものでございます。

また、次の34ページは、本年度の資金計画、35ページは平成24年度の予定損益計算書、36ページは平成24年度の予定貸借対照表になります。

次の37ページは、本年度の予定損益計算書となります。本年度は、122万194円の当期損失を予定するものです。

次の38ページは、本年度の予定貸借対照表となります。

なお、39ページ、40ページに本年度の公有地取得事業箇所図等を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上が、報告第6号 御嵩町土地開発公社の経営状況の報告となります。

議長（谷口鈴男君）

報告第7号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

農林課長 田中宣行君。

農林課長（田中宣行君）

報告第7号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について、諸般の報告つづりの41ページをお願いいたします。

報告第7号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について、地方自治法第243条の3第3項の規定により、御報告させていただきます。

続きまして、42ページ、43ページをお願いいたします。

森林経営信託財産目録の資産の部、信託森林の場所でございますが、岐阜県可児郡御嵩町御嵩字北山1064番1ほか46筆の計47筆、236万2,972平方メートルでございます。明細につきましては下記のとおりでございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、44ページをお願いいたします。

平成24年度森林経営信託事業実績です。計画面積13.52ヘクタールに対し実績面積10.7ヘクタール、達成率79%。計画材積270立米に対し897立米、達成率332%。作業道1,921メートルに対し1,362メートル、達成率71%となりました。

続きまして、45ページでございます。

信託収支報告でございます。

収入では、間伐等補助金で769万7,812円。木材販売、用材、合板、パルプでございますが、929万3,719円、合計で1,699万1,531円となりました。

支出でございますが、森林調査等で73万9,855円、伐倒、集積、運搬で982万4,951円、作業道開設費416万8,158円、資材費4万2,332円、林産等手数料98万6,103円、合計で1,576万1,399円となり、森林組合信託手数料3%、3万6,903円を差し引いた119万3,229円の利益があり、積立金として処理をしております。

続きまして、46ページをお願いいたします。

25年度の計画でございますが、面積では28.5ヘクタール、材積1,425立米、作業道1,392メートルを予定しております。

続きまして、収支のほうでございます。収入といたしまして、利用間伐、作業道等補助金と木材販売で2,665万2,000円。支出といたしまして、森林調査、利用間伐費、作業道開設費等で、同額の2,665万2,000円を見込んでおります。

以上、森林経営信託事業の報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

ここで暫時休憩をいたします。

なお、再開予定時刻を10時20分といたします。

午前10時05分 休憩

午前10時20分 再開

議長（谷口鈴男君）

休憩を解いて再開をいたします。

なお、皆さん方に配付をしました諸般の報告つづり、この緑色の冊子でございますが、これの一番下の現金出納検査結果報告、「平成24年」になっておりますが「25年」に訂正をお願いしたいと思います。平成25年2月から4月の3カ月ということでございますので、訂正をお願いしたいと思います。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（谷口鈴男君）

それでは、日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に提案されました議案第33号から議案第41号までの9件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

議案第33号 平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について、議案第39号 財産の取得について、以上2件を朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

それでは、議案第33号 平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について説明いたし

ます。

補正予算書つづり、ピンク色の表紙をめくっていただき、1ページをお願いいたします。

第1条で3,503万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を64億942万2,000円とする旨規定しています。

各款項ごとの補正額につきましては、2ページ、3ページ掲載、第1表 歳入歳出予算補正によります。

5ページをお開きください。

歳入、款18繰入金は、財政調整基金繰入金を2,373万6,000円増額するものであります。

款20諸収入の補正は、節07土木費雑入で独立行政法人日本スポーツ振興センターからのスポーツ振興くじ助成金を、節08消防費雑入及び節09教育費雑入で、財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成金を今回の補正の歳出予算に充当するため、それぞれ交付決定額を計上しています。

6ページに移り、歳出の説明を行います。

款02総務費、項01総務管理費に今回新しく目19環境モデル都市推進費を計上します。この科目は、県内唯一の環境モデル都市として低炭素社会の実現を目指し、一つの課での取り組みではなく全町的に施策を推進するため、予算においても1カ所に事業費を集約するものであります。今後、モデル都市関連事業は全てこの科目に計上していくこととします。したがって、予算科目は1つですが、事業執行課は複数にわたりますことをつけ加えさせていただきます。

それでは今回の補正内容ですが、節13委託料では、環境モデル都市関連事業の確実な推進のためのアクションプランとしてわがまち清流の国ぎふづくり事業計画策定業務委託料847万4,000円、また苗木を育成する苗畑基盤整備として環境モデル都市緑化推進事業委託料300万円をそれぞれ計上しています。ほかにも、事務経費としての旅費、事業費などを計上しております。

款03民生費は、介護保険特別会計への事務費繰出金を143万2,000円増額しています。これは、介護認定調査のための公用自動車を当初予算ではガソリン車を想定していました。これを電気自動車に変更することに伴う増額であります。

款08土木費の補正は、南山公園野球場の内野及び外野のグラウンド整備、さらにスコアボードのLED改造を行うための工事請負費1,712万円であります。

7ページをお願いいたします。

款09消防費のコミュニティ助成事業補助金130万円は、大庭台自主防災会の防災倉庫整備のための補助金であり、款10教育費の補助金250万円は、御嵩和太鼓保存会の和太鼓購入のための補助金であります。

以上で、一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

次に、議案第39号の説明をさせていただきます。

議案つづり9ページをお願いいたします。

議案第39号 財産の取得について説明いたします。

地方自治法第96条第1項第8号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、消防団第2分団の消防ポンプ自動車1台であります。取得の方法は、指名競争入札、取得金額は1,134万円、取得の相手方は、岐阜市本郷町4丁目2番地、株式会社三陽商会岐阜営業所、代表取締役 溝口章治であります。

なお、別冊資料つづり20ページから21ページに、売買仮契約書及び入札執行結果公表一覧表を資料としてつけておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で、議案第39号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（谷口鈴男君）

ここで暫時休憩をいたします。

議案書の議案番号が、お手元にある議案書と日程表と、ちょっと間違えておりますので、訂正をさせていただきますと思いますので、しばらく休憩をいたします。

午前10時29分 休憩

午前10時35分 再開

議長（谷口鈴男君）

休憩を解いて再開をいたします。

大変御迷惑をおかけいたしました。申しわけございませんでした。

それでは続きまして、議案第34号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 加藤暢彦君。

保険長寿課長（加藤暢彦君）

おはようございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第34号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明をさせていただきます。

冒頭、町長の挨拶にもございましたように、御嵩町は平成25年3月15日に環境モデル都市に

選定をされました。全国で20都市しか選定されておらず、中部地方におきましては、富山市、豊田市、飯田市、それから我が御嵩町の4都市のみでございます。岐阜県では唯一御嵩町のみが選定されておるといところでございます。

御嵩町の環境モデル都市提案書の取り組み内容でございますが、中身につきましては、森林の再生、それから公共交通の再生と次世代自動車への転換、それから家庭での削減活動、それから分散型エネルギーのシフトでございます。

介護保険特別会計当初予算で、介護認定調査のために調査員が使う自動車購入のため、備品購入費として99万3,000円をお認めいただいております。当初予算編成の段階では、御嵩町は環境モデル都市ではございませんでしたので、ガソリン仕様の軽のワンボックスということで見積もりを徴収させていただき、予算計上をさせていただきました。

先ほど申しましたように、御嵩町が環境モデル都市に選ばれたということもでございます。しかも、国に提案いたしました御嵩町環境モデル都市提案書に記載した内容に、次世代自動車への転換ということが明記してございます。その内容は、自家用車、公用車のEV化、PHV化などにより低炭素型の交通網の構築と普及促進に向けた取り組みを推進する。公用車を率先してEV、PHV等に順次切りかえていくことでCO₂の削減を推進するとともに、住民にチラシを配布するなど、エコドライブの必要性やエコカーの普及啓発を行うというものでございます。こういった提案の内容がございまして、当初予算で自動車購入費を認めていただいておりますが、これを電気自動車に変更させていただきたく予算計上させていただいたものでございます。

この車が、御嵩町が環境モデル都市に選定されてから初めての公用車の購入となります。先ほど申しました内容の提案書によりまして、環境モデル都市に選定されておきながらガソリン車をそのまま購入するというのはいかがなものかということもございまして、費用はかかってしましますが、何とぞお認めいただきたいというふうに思っております。

それでは長くなりましたが、説明させていただきます。

補正予算書つづりのオレンジ色の表紙をめくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ212万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ13億5,912万2,000円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページに掲載してございます、第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、06繰入金143万2,000円につきましては一般会計からの繰入金でございます。

09諸収入69万円につきましては、経済産業省のクリーンエネルギー事業導入促進対策費補助金であります。

続きまして歳出でございます。介護認定調査のために使用いたします自動車の購入費で、現行予算で備品購入費で、先ほど申しましたように99万3,000円計上してございますが、電気自動車の変更に伴います追加分ということで、備品購入費に212万2,000円を補正予算計上するというものでございます。

なお現在、保険長寿課のほうはアイミーブという軽の電気自動車がございます。この自動車の購入のときに充電設備も設置をさせていただいております。今回お認めいただきましてこの新しい電気自動車を購入した場合は、アイミーブの隣に駐車させていただいて、充電施設を併用して使っていきたいというふうに考えておりますので、新たな充電設備の工事は要らないということも申し添えておきます。

以上で、議案第34号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第35号 御嵩町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 山田徹君。

企画課長（山田 徹君）

おはようございます。

それでは、議案書つづりの2ページをお開きください。

議案第35号 御嵩町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明させていただきます。

資料つづりへ参りまして、1ページをお願いいたします。

今回、地方自治法の一部が改正されましたことを受け、御嵩町の旅費条例について2点を改正するものであります。1つ目は、地方議会の本会議においても常任委員会など同じように公聴会を開いて参加者に意見を聞くことや、参考人の出頭を求めて意見を聞くことができるようになったため、これらの方へ旅費を支給する必要が生じたことです。

また2つ目は、議会の委員会においての同様の公聴会開催、参考人の出頭要求ができる根拠規定の条項が改正されましたことにより関係部分を改正するものです。

この条例の施行期日は公布の日からです。

なお、同じく資料つづりの2ページに新旧対照表がございますので、後ほどごらんください。
以上で、議案第35号についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書つづりの3ページをお開きください。

議案第36号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

資料で説明いたしますので、資料つづりの3ページをお願いいたします。

今回の改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令が施行されたことに伴い地方自治法の一部改正が行われまして、御嵩町職員の給与に関する条例の中に関係する手当を追加するものです。改正概要でございますが、第2条、第20条の3第3項、第21条にそれぞれ新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の部分を追加するというものです。

また、この改正の施行期日は公布の日からです。

ページをめくっていただきまして、4ページ、5ページに新旧対照表がございますので、こちらも後ほどお目通しをください。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第37号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

税務課長 佐久間英明君。

税務課長（佐久間英明君）

それでは、議案第37号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案つづりにつきましては4ページから7ページに記載しておりますが、その前に資料つづりの6ページから8ページに概要、それから9ページから18ページに新旧対照表をとり込んでおります。まず、この6ページからの御嵩町町税条例の一部を改正する条例の概要として主な改正がまとめてあります。そちらのほうで、まず御説明いたします。

今回の改正は、国におきまして地方税法の一部を改正する法律が今国会で可決されまして、3月30日に公布されたことに伴いまして、町税条例の関連する部分について所要の改正を行うものであります。

主な内容といたしましては、まず1番のところにあります町民税の関係ですが、(1)の地方公共団体に対する寄附金、いわゆるふるさと納税ということですが、この控除額の算定につきまして、平成25年から復興特別所得税2.1%が課税されておりますことから、所得税において

軽減されることになる復興特別所得税額相当分、これを個人の町県民税の寄附金税額控除の額から減額になるように改められたことに伴いまして、関連する規定を改正するものであります。施行は26年の1月になります。

次に、(2)になりますが、次の7ページに総務省が作成しました地方税法の一部を改正する法律の概要を掲載しておりまして、その2番目のところにありますが、一覧表をごらんいただきたいと思えます。

住宅借入金等特別税額控除についてですが、所得税から控除し切れなかった住宅ローン控除額を住民税から控除する制度です。この適用となる居住年を、平成29年まで4年間延長することとともに、住民税からの控除限度額を7%で、最高13万6,500円拡充することに改正されました。この改正に伴いまして、関連する規定を改正するものであります。

施行は平成27年の1月です。

6ページに戻っていただきまして、次に2番、徴収関係でございますが、延滞金の割合の特例の見直しについてでして、ここの表にありますように、町税の延滞金の割合は、納期限後1カ月は年7.3%、それ以降は年14.6%とされております。このうち納期限後1カ月以内の割合については、当分の間、公定歩合に4%を加えた割合とする特例措置が現在講じられておりますが、今回の地方税法の改正によりまして納期限後1カ月以内の割合である年7.3%の部分の特例措置については、直近の国内銀行の貸出約定平均金利に1%を加えた割合とする特例基準割合、これに1%を加えた割合にすること、また年14.6%の部分につきましては、この特例基準割合に7.3%を加えた割合とするようにそれぞれ見直されたことに伴いまして、関連する規定を改正するものであります。貸出約定金利が仮に1%の場合は、ここの表の右端にありますように、1カ月以内が3%、1カ月経過後は9.3%となります。

平成26年1月の施行になります。

なお、先ほども説明の中で一部触れましたが、7ページ、8ページの地方税法改正の概要につきましては、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

続きまして、9ページから新旧対照表を掲載しております。この中で、ただいまの説明以外の部分について若干触れさせていただきます。

まず、9ページ一番上の26条の8につきましては、先ほど説明しました寄附金控除の部分です。

下のほうですが、第36条第5項、これにつきましては、固定資産税について独立行政法人森林総合研究所の事業の一部が廃止されたことに関する地方税法の改正が行われましたことにより、土地の所有者以外の方を納税義務者とすることができる特例措置において、これらの事業に関する規定が削除されたことに伴う改正部分です。

10ページに移りまして、第134条、こちらにつきましても、ただいまと同様の改正部分が、特別土地保有税についての改正として行われております。

それから11ページに行きまして、附則になります。第4条の2、それから次の12ページ、第4条の3につきましては、先ほど説明しました延滞金の特例の関連です。

それから13ページへ移りまして、真ん中辺の、附則第6条の3の2、こちら先ほど説明いたしました住宅借入金等特別税額控除の関連です。

続きまして、14ページの下の方の附則第21条の2からずっと最後のページ、17、18ページ、附則第22条までですけれども、こちらにつきましては東日本大震災に係る特例措置の拡充について、震災によりそれまで居住していた家屋に住むことができなくなった被災者の相続人についても、居住用財産の譲渡に係る各種特例措置を受けることができるように改められたことなどの改正に伴い、関連する規定を改正する部分になります。

以上のほか、地方税法の改正に伴う影響部分の所要の改正、そして附則では、施行期日、経過措置を定める内容となっております。

議案つづりの6ページからの改正分につきましては、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長（谷口鈴男君）

議案第38号 中濃地域農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約について、朗読を省略し、説明を求めます。

農林課長 田中宣行君。

農林課長（田中宣行君）

議案第38号 中濃地域農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約について御説明申し上げます。

お手元の議案つづりの8ページ及び資料つづりの19ページをお願いいたします。

今回、組合議員定数並びに選任方法を改めるため、地方自治法第286条第1項の規定により同組合の規約を一部改正するものであります。

資料つづりの19ページ、新旧対照表にて説明させていただきたいと思っております。

5条中の組合議会の議員の定数を25人から13人にするものです。関係市町村各1人に改めるものです。

第6条につき、組合議員の選任につきましては、関市、可児市、郡上市の議会議員から互選した者計12人を減し、関係市町村の議会の議長をもって充てるに改めるものです。

第7条の組合議員の任期につきましては、当該議長の職にある期間に改めるものでございま

す。なお、この規約は岐阜県知事の許可のあった日より施行するものでございます。

以上、議案第38号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第40号 財産の取得について、議案第41号 財産の取得について、朗読を省略し、説明を求めます。

学校教育課長 藤木伸治君。

学校教育課長（藤木伸治君）

それでは、財産の取得について御説明いたします。

議案つづり10ページ、11ページをよろしく申し上げます。

議案第40号 財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する物品、食器洗浄システム機器1台であります。取得の方法、指名競争入札、取得金額2,572万5,000円、取得の相手、岐阜市中鶉2丁目105番地、岐阜アイホー調理機株式会社、代表取締役 渥美允元でございます。

資料つづり22ページには売買仮契約書、23ページには入札執行一覧表が添付してありますので、お目通しのほどよろしく申し上げます。

続きまして、次ページをお願いします。

議案第41号 財産の取得についてであります。こちらも地方自治法第96条第1項第8号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する物品、給食用食器であります。取得の方法、指名競争入札、取得金額523万9,500円、取得の相手方、岐阜市中鶉2丁目105番地、岐阜アイホー調理機株式会社、代表取締役 渥美允元でございます。

こちらも資料つづり24ページに売買仮契約書、25ページに入札執行一覧表が添付してありますので、お目通しのほどよろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（谷口鈴男君）

ここで暫時休憩をいたします。

なお、再開予定時刻を11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

議長（谷口鈴男君）

休憩を解いて再開をいたします。

なお、学校教育課長 藤木伸治君より発言を求められておりますので、これを許します。

学校教育課長（藤木伸治君）

済みません。議長の許しをいただきましたので、先ほど御説明いたしました議案つづり10ページ、11ページの取得の相手方の住所に、一部誤りがありましたので訂正をさせていただきます。資料つづりの22ページ、24ページの受注者の住所、岐阜市中鶉2丁目105番。こちらのほうには105番ということで、「番地」ではなく「番」になっております。

また、議案のほうは「105番地」というところで、正しくは「105番」でしたので、訂正をさせていただきますと思います。また、議案につきましては後ほど差しかえをさせていただきますので、よろしく願いいたします。大変済みませんでした。

議案41号のほうにつきましても同じでありますので、こちらのほうも訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

議案の審議及び採決

議長（谷口鈴男君）

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

議案第40号 財産の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第40号 財産の取得について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

続いて、議案第41号 財産の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

8番 伊崎公介君。

8番（伊崎公介君）

今回、当初予算でメラミンの食器を購入するという事で予算化されておりました、議案第40号のほうで、食器洗浄システムの契約ということで今可決されたところでありますが、このメラミンの食器につきましては、5年程度で毒物が発生するかもしれないということだったんですが、これ5年程度、使用によっては、これ前後出てくる可能性もありますし、やはりそういう危険なものを子供たちに使用させるということは少々問題ではないかと思ひまして、今回たまたま洗浄システムが故障したということで、別の食器に変えるということだったんですが、もう少し子供たちの安全ということに気を配っていただきたいなと思ひましたが、その点についてちょっとお答えしていただきたいと思ひます。

議長（谷口鈴男君）

学校教育課長 藤木伸治君。

学校教育課長（藤木伸治君）

今の御質問にお答えします。

メラミン食器、大変危惧されておりました、本来ですと早い時期に、メラミンからその他の食器というところでPEN食器等にかえたいという気持ちはありましたが、食器洗浄機をかえないことには食器をかえることができなかつたので、今回この機会をいい機会としてかえさせていただきます。御理解のほどよろしくお願ひします。

議長（谷口鈴男君）

ほかに。

[挙手する者あり]

1番 高山由行君。

1番（高山由行君）

入札の執行一覧表の中で1つ失格した会社がありますね。これは契約課なので鍵谷部長にお

聞きしますが、失格理由を言える範囲でいいですし、それは一発失格なのか、開札して一発失格になったのか、その1点と、もう1つ、この失格においてこの会社は次は何らかのペナルティーがあるのかどうか、1つお聞きします。よろしいですかね。

議長（谷口鈴男君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長（鍵谷昌孝君）

高山議員の御質問にお答えします。

失格は三協厨機株式会社ですけれども、ここにつきましては、ここに書いてありますとおりの内訳書の未提出、それから入札書の不備のためということで、ここに書いてあるとおりで失格となりました。それで、このことが次の、例えば指名競争入札の参加資格に響くかどうかということですが、これは響かないということで、今回は失格ですけれども、次回以降はまた入札選定委員会で選定されれば指名業者の中には入るということでありますので、よろしくお願ひします。

議長（谷口鈴男君）

ほかに。

副町長 瀨瀬久美君。

副町長（瀨瀬久美君）

具体的に申し上げますけれども、三協厨機の関係ですけれども、内訳書が未提出ということで、これは提出するように指示がしてあったものが出していなかったということと、それから入札書の不備というのは、名前が違っておったということの中で訂正を指示したわけですけれども、指示に応じずということです。ということは、失格をしてもいいというような捉え方を向こうはしたということです。

それから、今後の入札につきましては、やはりこちらの指示をしたものを出さないというような事業者であれば、十分その辺は検討する余地があると思います。以上です。

議長（谷口鈴男君）

それと、高山議員の質問の中で、入札時に一発失格になったかどうかという部分がございましたが、その点について。

副町長 瀨瀬久美君。

副町長（瀨瀬久美君）

今、総務課長に聞きましたら、入札前にそういう事情があったということで失格ということなんです。

議長（谷口鈴男君）

ほかに。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第41号 財産の取得について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

議長（谷口鈴男君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月11日午前9時より開会しますので、よろしく申し上げます。御苦労さまでした。

これにて解散をいたします。

午前11時19分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員